平成２４年（フ）第６１９１号
東京都足立区大谷田５丁目33―17―201
債務者　佐藤　孝也
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江口　　衛
4　破産債権の届出期間　平成24年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３３０号
東京都大田区千鳥３丁目14―３―201
債務者　坂田みちる
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大菅　俊志
4　破産債権の届出期間　平成24年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４７号
広島県東広島市黒瀬町丸山260番地26
債務者　菊池　祐治
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桂　秀次郎
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６号
広島県竹原市塩町１丁目６番16号
債務者　須賀　益夫
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　誠吾
4　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
広島地方裁判所呉支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２８号
秋田県横手市婦気大堤字下久保32番地３
債務者　髙橋　順子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第３３号
和歌山県田辺市中三栖204番地　マンションリラクス102号
債務者　宮﨑　隆士
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１１２号
千葉県八街市東吉田22番地38、申立時の住所千葉県八街市榎戸944番地17
債務者　林　　誠二
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１１５号
千葉県印西市滝野４丁目１番12号棟403
債務者　花川　徳一
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１２０号
千葉県印西市滝野４丁目１番９号棟904
債務者　在原　七重（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１２４号
千葉県成田市橋賀台１丁目１番地　５棟201号
債務者　岡田　　昇
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１２６号
千葉県印西市木下1521番地143　石井コーポ201号
債務者　山崎　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９６号
岡山県総社市井尻野1558番地３
債務者　谷口　旬子（旧姓浜田）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
高知県南国市立田824番地１　西山ハイツⅠ201号
債務者　中山　善美
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８６号
茨城県つくばみらい市小張4148番地37
債務者　齋藤　幸秀
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第９０号
茨城県つくば市花畑１―９―40　花畑ハイツ203、住民票上の住所茨城県かすみがうら市深谷2592番地４
債務者　松澤　明美
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５号
茨城県石岡市鹿の子２丁目８番７号　セフィラ吉田103
債務者　沼川いくみ
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係